

平成 20 年 5 月 12 日

医療安全調査委員会（仮称）－第三次試案－に対する見解と要望

社団法人 全日本病院協会
会 長 西澤 寛俊

はじめに

医療行為は元来、侵襲性があり危険（リスク）を伴うものです。従って、最善の努力をしてもその結果は100%保証されるものではありません。そのため医療機関や医療関係者には、医療の質・安全の向上に対して、常に努力を重ねる必要が求められています。

医療崩壊という言葉が頻りに耳にします。不幸にして医療死亡事故に遭遇した場合に、医師法第21条による警察への届出、その後の送致・起訴、という刑事訴訟法に則って処理されている現実があり、それが救急患者や重症患者の受け入れを控える施設の急増、外科系医師希望者の激減という事態を招き、医療崩壊の原因のひとつになっていることは疑いありません。

今般、医療安全調査委員会（仮称）（以下、「委員会」という。）－第三次試案－（以下、「試案」という。）が公表されましたので、本試案に対する（社）全日本病院協会としての見解および要望をここに示します。

試案に対する見解

試案（「別紙3 捜査機関との関係について」を含む）において、委員会が医療死亡事故の原因究明・再発防止による医療安全の確保を目的とし、さらに医療関係者の責任追及を目的としたものではない、とされたことには賛同します。また、医師法第21条を改正し、委員会に届出があった場合は同法に基づく異常死の届出を不要とする、と明記されたことは高く評価できるものです。

しかし、委員会の報告書及び調査資料により医道審議会の判断で行政処分が行われ、故意や重大な過失がある場合は捜査機関に通知する（通知対象事例：診療録の改ざん、隠蔽等、いわゆるリポーター医師、故意や重大な過失等）、と示されている点は重大な問題です。さらに、捜査令状がある場合には委員会における調査資料を捜査機関に提出する、遺族から告訴がなされた場合には警察が捜査に着手する、と理解するしかない内容には大きな疑問を持たざるを得ません。

医療安全の確保について

本来、医療死亡事故の原因究明・再発防止による医療安全の確保と過失責任の有無の判断は、別組織で行われるべきです。同一の委員会の報告書により行政処分が判断され、さらに捜査機関への通知が行われると、正しい情報収集が

出来ず、原因究明・再発防止を目的とする医療安全確保は出来ません。現実に諸外国の医療安全推進は、航空事故と同様に報告には免責が必要であり、処分や訴追は同一組織で行った場合にはうまく機能しないことが実証されています。

委員会の調査資料および報告書は、原因究明、再発防止を目的として活用し、行政処分、民事あるいは刑事訴訟等には用いない仕組みが必要です。また、その他の機関においても、インシデント・アクシデント・レポートとともに死亡事故も検討できるよう、匿名性に配慮した上で情報の活用を図ることが出来るような方法も検討されるべきでしょう。調査委員は病理医・臨床医・医療安全に関わる実務者および研究者で構成されるべきで、医療事故の多くは複雑な医療システムを背景に生じていることから医療機関への指導も行われるべきと考えます。

医療事故過失調査および責任追及について

臨床現場、特に救急や外科系・産科等の医療に携わる医師にとって、誠心誠意を尽くした医療の結果が、医師法第21条に該当するため警察へ届出を行ったり、捜査当局により業務上過失傷害・致死に問われ、その後、送致・起訴となるような現行の制度運用そのものが、医療を萎縮させ、更なる人員不足・医療崩壊を招いています。

今回、医師法第21条の改正が示されたことは、大いに評価されることではありますが、刑法、刑事訴訟法の枠組みに変更がない限り、委員会の存在が患者の告訴による捜査開始を抑えられるものとは考えられません。そもそも、誠意を持って行った医療の結果が悪かった場合、業務上過失傷害・致死に問われるべきでしょうか。このことについて、医療界・法曹界・患者代表・担当行政など多くの人たちにより論議を尽くす必要があります。ただし、故意や証拠隠蔽・改ざんなどの違法行為については、捜査当局への告発は当然であると考えます。

以上のように、医療事故の原因究明・再発防止という医療安全の確保と、医療事故の過失調査、有責判断をひとつの組織で行うことには、目的が相互に矛盾し、どちらの機能も果たすことが出来ないと考えます。医療安全確保には守秘の義務と権限を持つ独立性の高い組織が必要であり、一方、医療事故の過失調査にはここに述べた医療の業務上過失傷害・致死に代表される多くの問題が存在します。これらの重要な論点に関して、試案は十分に答えていないため医療関係者の間でも内容の理解に差異があり賛否両論があります。

今一度論点整理を行い、多面的な立場から更なる十分な議論を行い、改めて委員会の設置の目的、活動内容を明確にし、医療関係者・国民の十分な理解の下に法案化すべきと考えます。

以上